## 自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況について

| 自殺総合対策<br>大綱の項目   | 担当府省             | 取組  | 関連データ | 委員の御発言  |  |  |  |  |  |
|-------------------|------------------|---|-------|---|--|--|--|--|--|
|                   | 1 自殺の実態を明らかにする取組 |   |       |   |  |  |  |  |  |
| (1) 実態解明のための調査の実施 | 内閣府              | 〇こころの健康(自殺対策)に関する国民の意識を把握し、<br>今後の施策の参考とするため、こころの健康(自殺対策)<br>に関する世論調査を実施(平成19年5月)。<br>〇自殺に関する国民の意識や自殺サイトへの接触などの実態を把握し、今後の施策の参考とするため、自殺対策に関する意識調査を実施(平成20年2月)。<br>〇硫化水素ガスを発生させて自殺を図る事案が相次いだため、「平成20年度硫化水素自殺事案とマスメディア報道に関する調査研究」を実施(平成20年度)。<br>〇諸外国における自殺対策関連施策の実態を把握するため、「我が国及び諸外国における自殺対策関連施策の実態を把握するため、「我が国及び諸外国における自殺対策関連施策と自殺統計等に関する調査」を実施(平成22年度)。 |       | ●「平成 20 年度硫化水素自殺事案とマスメディア報道に関する<br>調査研究」は、メディアにおけるガイドライン作成の取組に<br>活用すべきである。【清水委員】 |  |  |  |  |  |
|                   | 内閣府(研究所)         | ○警察庁から自殺に関するより詳細なデータの提供を受け、厚生労働省その他の関係機関の保有する自殺に関する統計データも含めて詳細な分析等を行い、その結果を順次公表することとした。   |       |   |  |  |  |  |  |
|                   | 厚生労働省            | <ul> <li>○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」(旧「こころの健康科学研究事業」)において、 ①「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」(平成 18~20 年度)</li> <li>②「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」(平成 19~21 年度)</li> <li>③「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」(平成 21・22 年度)</li> <li>④「自殺の原因分析に基づく効果的な自殺防止対策の確立に関する研究」(平成 22 年度)</li> <li>を実施。</li> </ul>   |       |   |  |  |  |  |  |

| (2)情報提供体 厚生労<br>制の充実       | の自殺予防総合対策センターの Web サイト「いきる」で、自殺の現状、国・地方自治体の自殺対策、WHOや海外での取組等について紹介(平成 19~21 年度)。タイムリーな情報発信として、Web サイト「いきる」にメッセージの欄を設けたほか、ブックレットシリーズ、パンフレットを刊行(平成 21 年度)。 |  |
|----------------------------|---|--|
|                            | 〇自殺予防総合対策センターの Web サイト「いきる」で、基<br>礎資料、自殺の統計、地方自治体の取組、相談窓口、海外<br>の情報、センターで発行した印刷物等を紹介(平成 22 年  |  |
| (0) 点如土米老 原土兴              | 度)。   |  |
| (3)自殺未遂者、  厚生労<br>  遺族等の実態 | が働省 〇厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」に<br>おいて、「自殺未遂者及び自殺者遺族等へのケアに関する   | ●「自殺未遂者及び自殺者遺族等へのケアに関する研究」は、<br>その成果を実際の未遂者支援につなげるべきである。【清水委 |
| 退族寺の美態  <br>  及び支援方策       | 研究」(平成 18~20 年度)、「自殺のハイリスク者の実態解   | ての成果を実際の木逐有又抜に フなけ るべき じめる。【用小安<br>員】                        |
| についての調                     | 明及び自殺予防に関する研究」(平成 21・22 年度) を実施   |  |
| 査の推進                       | し、その中で自殺未遂者等の調査研究を実施。   |  |
| (4) 児童生徒の 文部科              |   | 〇配布部数:   |
| 自殺予防につ                     | 催し、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュ  | ・「教師が知っておきたい子どもの自  |
| いての調査の                     | アル(平成 21 年 3 月)及び「子どもの自殺が起きたとき  | 殺予防」マニュアル  |
| 推進                         | の緊急対応の手引き」(平成 22 年 3 月) を作成、配布。子  | 105, 096 部 (冊子)  |
|                            | どもの自殺が起きたときの背景調査の指針や米国におけ   | 990, 300 部(リーフレット)   |
|                            | る子どもに対する自殺予防教育に関する調査結果を盛り   | ・「子どもの自殺が起きたときの緊急  |
|                            | 込んだ「平成 22 年度審議のまとめ」を公表。(平成 23 年   | 対応の手引き」  |
|                            | 6月)また、背景調査に関する通知等を都道府県・指定都  | 59, 105 部  |
|                            | 市教育委員会等に発出(平成23年6月)。  |  |
| (5)うつ病等の 厚生労               | り働省 〇厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」に   |  |
| 精神疾患の病                     | おいて、  |  |
| 態解明及び診                     | ①「プライマリーケアで使用可能な、DNAチップを用い  |  |
| 断·治療技術                     | たうつ病の診断指標の作成」(平成 20~22 年度)  |  |
| の開発                        | ②「難治性うつ病の治療反応性予測と客観的診断法に関す  |  |
|                            | る生物・心理・社会的統合研究」(平成 18~20 年度)  |  |
|                            | ③「地域における一般診療科と精神科の連携によるうつ病  |  |
|                            | /自殺ハイリスク者の発見と支援」(平成 19~21 年度)   |  |
|                            | ④「リワークプログラムを中心とするうつ病の早期発見か  |  |
|                            | ら職場復帰に至る包括的治療に関する研究」(平成20~  |  |
|                            | 22 年度)  |  |
|                            | ⑤ 「気分障害の神経病理学に基づく分類を目指した脳病態   |  |
|                            | の解明」(平成 21・22 年度)   |  |

|           |          | 等の研究を実施。                          |  |
|-----------|----------|-----------------------------------|--|
| (6) 既存資料の | 内閣府      | ○警察庁から平成 19 年及び 20 年の自殺統計データ (都道府 |  |
| 利活用の推進    |          | 県別・警察署別)の提供を受け、「地域における自殺の基        |  |
|           |          | 礎資料」を作成・公表 (平成 21 年度)。            |  |
|           |          | 〇警察庁から平成 21 年分(暫定値)の自殺統計データ(全     |  |
|           |          | 国・都道府県別・市区町村別)の提供を受けて作成した「平       |  |
|           |          | 成 21 年地域における自殺の基礎資料」を含む「自殺対策      |  |
|           |          | 強化のための基礎資料」を作成・公表(平成 22 年 3 月 30  |  |
|           |          | 日)。                               |  |
|           |          | 〇平成 22 年 4 月分から 8 月分まで、毎月、都道府県別及び |  |
|           |          | 市区町村別(自殺者の生前の住居地及び発見地)の自殺統        |  |
|           |          | 計データについて警察庁から提供を受け、「地域における        |  |
|           |          | 自殺の基礎資料」を作成・公表。                   |  |
|           | 内閣府(研究所) | 〇平成 22 年 9 月分以降は、内閣府経済社会総合研究所に設   |  |
|           |          | 置した分析班でより詳細な分析を行うこととなり、警察         |  |
|           |          | 庁から自殺に関するより詳細なデータの提供を受け、平成        |  |
|           |          | 22 年 9 月および平成 22 年年次(暫定値)における都道府  |  |
|           |          | 県、市区町村別の自殺の基礎資料を作成・公表。            |  |
|           | 警察庁      | 〇自殺の原因・動機の項目を中心に見直した新しい自殺統計       |  |
|           |          | 原票の運用を開始(平成19年1月~)。               |  |
|           |          | 〇自殺者の生前の住居地及び発見地を市区町村単位で記入        |  |
|           |          | する項目を加えた新しい自殺統計原票の運用を開始(平成        |  |
|           |          | 21 年 1 月~)。                       |  |
|           |          | 〇「平成 18 年中における自殺の概要資料」を公表(平成 19   |  |
|           |          | 年6月)。                             |  |
|           |          | 〇「平成 19 年中における自殺の概要資料」を公表(平成 20   |  |
|           |          | 年6月)。                             |  |
|           |          | 〇「平成 20 年中における自殺の概要資料」を公表(平成 21   |  |
|           |          | 年5月)。                             |  |
|           |          | 〇「平成 21 年中における自殺の概要資料」を公表(平成 22   |  |
|           |          | 年5月)。                             |  |
|           |          | 〇「平成 22 年中における自殺の概要資料」を公表(平成 23   |  |
|           |          | 年3月)。                             |  |
|           |          | 〇平成 20 年中の自殺者数 (総数、男女別、都道府県別及び    |  |
|           |          | 月別) を公表(平成21年4月)。                 |  |
|           |          | 〇平成 21 年 1 月分以降の月別の自殺者数 (総数、男女別及  |  |
|           |          | び都道府県別)を暫定値として公表(平成 21 年 3 月~)。   |  |
|           |          | 〇平成 22 年 5 月以降の月別の自殺者数 (総数、男女別及び  |  |
|           |          | 都道府県別)を速報値・暫定値として公表(平成 22 年 6     |  |
|           |          | 月~)。                              |  |

|           | 厚生労働省         | <ul> <li>○平成16年から19年までの都道府県別及び警察署別の自殺統計データを内閣府へ提供(平成20年6月・12月)。</li> <li>○平成19年から20年までの都道府県別及び警察署別の自殺統計データを内閣府へ提供(平成21年7月)。</li> <li>○平成21年度「自殺対策強化月間」の実施に伴い自殺統計データ(平成19年、20年の3月分の全国及び都道府県別、平成21年分(暫定値)の全国、都道府県別及び市区町村別)を内閣府へ提供(平成22年2月)。</li> <li>○「いのちを守る自殺対策緊急プラン」に基づき、平成22年4月分から毎月の月別自殺統計データ(全国、都道府県別及び市区町村別)を内閣府へ提供(平成22年5月~)。</li> <li>○自殺統計原票データ(平成17年~21年、平成22年1月~9月分(暫定値))を内閣府へ提供(平成22年1月)。</li> <li>○平成22年10月分から毎月の自殺統計原票データ(暫定値)を内閣府へ提供(平成22年11月~)。</li> <li>○平成22年10月分から毎月の自殺統計原票データ(暫定値)を内閣府へ提供(平成23年3月)。</li> <li>○自殺予防総合対策センターにおいて、(①人口動態調査に基づく地域、年齢階級等に関する分析を実施(平成20・21年度)。</li> <li>②警察庁のデータを活用した自殺の実態分析を実施(平成20年度)。</li> <li>③警察庁のデータを活用した自殺の実態分析を実施(平成20年度)。</li> <li>③警察庁のデータを活用した自殺の実態分析につき内閣府に協力(平成21年度)。</li> <li>○自殺予防総合対策センターにおいて、人口動態統計に基づく地域ごとの自殺死亡統計の分析を実施し、平成23年3月には「自殺対策のための自殺死亡の地域統計」を全面的に改訂した(平成22年度)。</li> </ul> |                   | ●労災に認定された、あるいは労災事案になったものの背景を   |
|-----------|---------------|---|-------------------|--|
|           |               |   |                   | ●労災に認定された、あるいは労災事案になったものの背景を<br>分析して、職域における自殺の実態を新たな対策につなげる<br>べきである。【高橋(信)委員】 |
| 2 国民一人ひと  | _<br>:りの気づきと見 | 守りを促す取組   |                   |  |
| (1) 自殺予防週 |               |   | 〇参加者数:約600名       |  |
| 間の設定と啓    |               | 東京都でシンポジウムを開催し、全国キャラバンの開始宣  |                   |  |
| 発事業の実施    |               | 言を共同で行うとともに、キャラバン事業として開催され  |                   |  |
|           |               | るシンポジウムにパネリストとしての職員の派遣、後援名  |                   |  |
|           |               | 義の付与などの支援を実施(平成19年7月1日)。  |                   |  |
|           |               | 〇東京都において「第1回自殺対策シンポジウム」を開催(平  | 〇参加者数:約 280 名<br> |  |
|           |               | 成19年9月)。  | O 42 to 17 11 to  |  |
|           |               | ○厚生労働省及び開催県との共催により全国5か所(山形  | │ ○ 参加者数:         |  |

県、石川県、鳥取県、高知県、鹿児島県)において地方シ ンポジウムを開催(平成20年8月31日~9月20日)。

- 山形県 約300名 石川県 約300名 鳥取県 約200名 高知県 約200名 鹿児島県 約250名
- 〇特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク | 〇参加者数:約800名 及び東京都との共催により「WHO 世界自殺予防デーシンポ ジウム」を開催(平成20年9月14日)。
- 〇「自殺予防のための行動~3つのポイント~」を策定し、 啓発活動を実施(平成21年2月)。
- ○「自殺予防週間」(9月10日~16日)において、
- ①関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけ (平成 19~22 年度)。
- ②開催県との共催により全国5か所(茨城県、静岡県、和 | 〇②参加者数: 歌山県、岡山県、徳島県)において地方シンポジウムを 開催(平成21年9月6日~9月27日)。
- ③東京都において「平成 21 年度自殺対策シンポジウム IN 東京」を開催(平成21年9月13日)。
- 4引き続き不眠とうつに着目した「睡眠キャンペーン」を 実施し、内閣府自殺対策推進室 Web サイトの特設サイト をリニューアル。さらに、東京駅前において街頭キャン ペーンを実施(平成22年9月10日)。
- ⑤著名人によるメッセージムービーを作成、Web サイト上 で公開(平成22年9月10日~)。
- ⑥東京都において「自殺対策国民会議 2010」を開催(平 | 成 22 年 9 月 10 日)。
- 〇「自殺対策強化月間」(3月)において、
- ①関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけ (平成 21・22 年度)。
- ②テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・鉄道広告等の 様々な媒体で啓発活動を実施(平成21・22年度)。
- ③不眠とうつに着目した「睡眠キャンペーン」を実施し、「O③アクセス数(セッション数):約 特設サイトを内閣府自殺対策推進室 Web サイト内に開 設(平成21年度)。さらに、新橋駅前にて街頭キャンペ ーンを実施(平成22年3月1日)。

茨城県 約300名 静岡県 約630名 和歌山県 約200名 岡山県 約100名 徳島県 約250名

- ③参加者数:約100名
- ④アクセス数(セッション数): 41, 275 件
- ⑤メッセージ発出者:朝岡聡氏、 久保純子氏、見城美枝子氏、末 吉竹二郎氏、中村憲剛氏、三枝 成彰氏
- ⑥参加者数:約100名

42.136件

|                             | ④周りの人の悩みに誰もが気づくことをテーマに「気づき」を促すキャンペーンを実施し、特設サイトを内閣府自殺対策推進室 Web サイト内に開設(平成 22 年度)。 ⑤「ゲートキーパー養成研修用DVD」や「ゲートキーパー一般啓発用DVD」、「ゲートキーパー養成研修用テキスト」、「誰でもゲートキーパー手帳」などのゲートキーパー養成用の資材を作成し、都道府県・政令指定都市自殺対策主管課に配布(平成 22 年度)。 ⑥「自殺対策強化月間」に向けて「自殺対策ファーストエイドワークショップ」を開催(平成 22 年 11 月 25 日)。〇「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、関係省庁、地方公共団体等と一体となって、全国的な啓発活動を展開する(平成 23 年度)。 | ⑥参加者数:64 名  |
|-----------------------------|--|---|
| (2) 児童生徒の 総務省 自殺予防に資する教育の実施 | 〇平成 18 年度に開発した放送分野のメディアリテラシー向上のための小学校高学年及び高校生向け教材の説明会を各地で実施(平成 19 年度)。   | ○青森市(19名)、仙台市(25名)、<br>川崎市(30名)、つくば市(15名)<br>で説明会を実施(カッコ内は参加<br>人数)<br>その他、<br>・第19回全国生涯学習フェスティ<br>バル まなびピア岡山 2007(岡<br>山県)等のイベントへ出展し、<br>教材 DVD の上映及びガイドブッ<br>クの展示を実施<br>・全都道府県及び政令指定都市の<br>教育委員会、全小学校、全高等<br>学校等へリーフレット、ポスタ<br>ー及び教材を配布 |
|                             | 〇「放送分野におけるメディアリテラシー」サイトを開設。様々なメディアリテラシー関連情報と共に、Web 教材を開発・掲載(平成 20 年度)。   |   |
|                             | <ul> <li>○ 総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」を平成 18 年度から実施。</li> <li>○ 中学生を対象とした放送分野のメディアリテラシーの向上のための Web 教材を開発・掲載(平成 21 年度)。</li> </ul>   | 年度末時点)  |

|       | 〇小学校教員を対象とした放送分野におけるメディアリテラシー向上のための授業実践パッケージを開発・掲載(平成 22 年度)。   | 〇小学校 6 クラスで、メディアリテラシー学習を取り入れたモデル授業を実施し、授業指導案、ワーク                          |  |
|-------|---|---|--|
|       |   | シート及び授業レポートを実践パ<br>ッケージとして掲載  |  |
| 文部科学省 | 〇生命を尊重する心をはぐくむ道徳教育を推進する観点から実践研究を実施(平成19~22年度)。  | ○調査研究の実施校数<br>19 年度: 86 校<br>20 年度: 467 校<br>21 年度: 345 校<br>22 年度: 205 校 |  |
|       | 〇小・中・高等学校の新学習指導要領を告示(平成 20 年 3<br>月小・中学校、平成 21 年 3 月高等学校)。  |   |  |
|       | 〇かけがえのない生命について考えさせるなど、道徳の内容を分かりやすく表した「心のノート」を小中学生に配布。<br>(平成19~22年度)「心のノート」を Web サイトへ掲載(平成22年度)。  |   | ●小学校教育等では「生きる力」などについて教えられているようだが、例えばイギリスのように、何か困難なことがあった場合、相談する力、外に解決を求めていく力について教育することもゼロ次予防として考えるべき。【五十嵐委員】 |
|       | 〇保護者・地域との連携、外部講師派遣、道徳教材の活用な<br>ど、自治体等における多様な取組に対する支援を実施し、<br>命を大切にする心を育成する道徳教育の一層の推進(平成<br>22~23 年度)。   | 〇実施地域数<br>22 年度:22 教育委員会<br>23 年度:46 教育委員会                                |  |
|       | ○全国規模の学校団体やPTA、通信関係団体などの関係業界・団体の連携強化を目的とした「ネット安全安心全国推進フォーラム」を実施(平成19年11月、平成20年1月、平成20年3月、平成20年8月、平成20年11月、平成21年1月、平成22年2月、平成22年3月、平成24年3月(予定))。 | 〇参加者数:約260名(22年3月)  |  |
|       | 〇有害情報から青少年を守るため、地域における取組体制の<br>構築、フィルタリングの普及活動などの教育・啓発活動を<br>支援する「地域の実情に応じた有害情報対策事業」を実施<br>(平成19~23年度)。   | 〇実施地域:34 地域(19~22 年度)   |  |
|       | 〇インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等によるケータイモラルキャラバン隊を結成し、全国で学習・参加型のシンポジウム開催(予定)(平成23年度)。  |   |  |
|       | 〇子ども向けの携帯電話のインターネット利用に際しての<br>留意点を盛り込んだ啓発資料「ちょっと待って!ケータ<br>イ」を作成し、全国の小学6年生に配布(平成20年2月、<br>平成21年1月、平成22年2月、平成24年3月(予定))。                         | 〇都道府県教育委員会等を経由し、<br>135万枚配布(22年2月)  |  |
|       | 〇保護者向けの携帯電話利用に係る親子のルールづくり等<br>を促すリーフレット「ちょっと待って!はじめてのケータ  | 〇都道府県教育委員会等へ 100 万枚<br>配布(22年2月)  |  |

- イ」を作成し、教育委員会・PTA団体等へ配布(平成 21年2月、平成22年2月、平成24年3月(予定))。
- 〇子どもの携帯電話をめぐる問題に関する映像資料を作 | 〇都道府県教育委員会等へ 9,500 セ 成 · 配布 (平成 20 年 9 月、平成 22 年 3 月)。
- 〇総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子ども「〇実施件数: 累計 3931 件 (22 年度末 たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に 保護者及び教職員を対象とした啓発講座「e-ネットキャラ バン」を平成18年度から実施。
- 新学習指導要領において、情報モラル教育の充実を図っ た(小中学校平成20年3月28日告示、高等学校平成21 年3月9日告示)。
- ○新学習指導要領における情報モラル教育をはじめとした 教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指 導をはじめ学校・教育委員会の具体的な取組の参考となる 「教育の情報化に関する手引」を作成。(平成21年3月) 平成22年10月には新たに高等学校分を追補。
- ○情報モラル指導の一層の普及を図るための「情報モラル指 導セミナー」を 47 都道府県において開催 (平成 19 年度)。
- 〇情報モラル研修教材「5分で分かる情報モラル」を作成・ 配付(平成19年度)。
- 〇情報モラル指導に関する教員向け Web サイトを作成・公開 (平成 19 年度作成、平成 20 年度公開)。
- ○学校における情報モラル教育の一層の推進を図るため、地│○専門的な研修の参加者 域に専門家を派遣する事業や、教員等に対し情報モラルに 関する専門的な研修を実施(平成21年度)。
- ○国立教育政策研究所において、すべての小中学校の教員が 情報モラル教育を指導するための参考となるよう「情報モ ラル教育実践ガイダンス」を作成・配布(平成22年度)。
- ○独立行政法人教員研修センターにおいて、情報モラル教育 に関する指導者研修を実施(平成22年度)。
- ○命の大切さを学ばせる体験活動や社会奉仕体験活動など、○参加者数 他校のモデルとなる様々な体験活動を実施する学校を指 定し、その成果を普及させ、学校における「豊かな体験活」〇実施校数 動推進事業」の円滑な展開を推進(平成 19~21 年度)。
- 〇都道府県・指定都市(平成 23 年度より中核市を追加)に 対する補助事業として、自然の中での宿泊体験活動等、学 校における「豊かな体験活動推進事業」の円滑な展開を推しの22年度は59校で実施。 進(平成22~23年度)。

- ット配布(22年3月)
- 時点)

592 名

- 139 名
- 19 年度 1171 校 20 年度 628 校 21 年度 349 校
- 23 年度は 212 校 (106 地域各 2 校) の取組に対する予算を措置。

●大学における教養課程で、人間関係の形成や困ったときに社

|  |       |   |   | 会資源のどこに相談したら良いかなど、「ゼロ次予防」として<br>の教育を行えば良いと思う。【高橋(信)委員】              |
|--|-------|---|---|---|
| (3) うつ病につ<br>いての普及啓<br>発の推進  | 生労働省  | ○「うつ対策推進方策マニュアル」、「うつ対応マニュアル」の関係機関への提供等を通じて地域におけるうつ病等精神疾患に関する普及啓発への支援を実施(平成19~22年度)。 ○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催(平成19~22年度)。 ○うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報をまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」と、若者向けに心の不調への対処法を紹介する「こころもメンテしよう」を厚生労働省 Web サイト内に開設(平成22年度)。   | 平成 23 年 4 月) のアクセス数  「みんなのメンタルヘルス総合サイト」: 約 12 万件 「こころもメンテしよう」: 約 5                              |   |
|  | 46亿亩4 |   | 万5千件  |   |
| 3 早期対応の中心的<br>(1)かかりつけ 厚望<br>の医師等のう<br>つ病等の精神<br>疾患の診断・<br>治療技術の向<br>上 |       | 大材を養成する取組     〇精神科を専門としない医師に対し、うつ病等の診断能力の<br>向上を目的に「かかりつけ医心の健康うつ病対応力向上研<br>修事業」を実施(平成22年度からは、小児科医等も対象)<br>(平成20~22年度)。  | 〇研修受講者数<br>20 年度 約 7200 名<br>21 年度 約 5700 名   | ●かかりつけ医への研修は成果を挙げている。救急医療に携わる医師にも基礎的な精神疾患の対応等についての教育研修の実施が必要。【坂元委員】 |
| (2)教職員に対 文語<br>する普及啓発<br>等の実施  | 部科学省  | 〇「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアルや、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成、配布。各種会議等を通じて教育委員会・学校に周知(平成20年度~23年度)。   | 〇配布部数:  「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアル 105,096部(冊子) 990,300部(リーフレット) 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」 59,105部 | ●「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」は非常に有用。<br>各市町村の教員まで知識を普及すべきである。【向笠委員】         |
| (3) 地域保健ス<br>タッフや産業<br>保健スタッフ<br>の資質の向上                                | 生労働省  | <ul> <li>○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施(平成19年8月29日~31日)。</li> <li>○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相談員研修を実施(平成20年1月10日~11日)。</li> <li>○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員等を対象とした自殺総合対策企画研修、地域自殺対策支援研修、相談員研修、心理職を対象とした心理職等自殺対策研修を実施(平成20・21年度)。また各地の研修に協力(平成19~22年度)。</li> <li>○自治体、保健所、精神保健福祉センター、精神科医療機関、</li> </ul> | 第 2 回自殺総合対策企画研修 76 名<br>第 1 回地域自殺対策支援研修 48 名  |   |

|                      | 民間団体等で自殺予防に関する相談業務に関わっている  | 第2回心理職等自殺対策研修 43名  |
|----------------------|--|--------------------|
|                      | 者の資質向上のため、自殺予防総合対策センターにおいて   |                    |
|                      | 専門的な研修の実施、研修企画の助言、講師の派遣等を実   |                    |
|                      | 施 (平成 22 年度)。  | 第3回自殺総合対策企画研修 79名  |
|                      | 〇職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、47 都   |                    |
|                      | 道府県の産業保健推進センターにおいて産業保健スタッ  |                    |
|                      | フ等の資質向上のための研修等を実施(平成19年度)。   |                    |
|                      | 〇職場における自殺予防を含むメンタルヘルス対策及び過   |                    |
|                      | 重労働対策を推進するため、全国の産業保健推進センター   |                    |
|                      | 等において、産業医等の産業保健スタッフ等に対する研修   | 第 1 回自殺予防のための自傷行為と |
|                      | 等を実施(平成 20~22 年度)。   | パーソナリティ障害の理解と対応研   |
|                      |  | 修 99 名             |
|                      |  | 第 2 回精神科医療従事者自殺予防研 |
|                      |  | 修 74名              |
|                      |  |                    |
|                      |  | 研修・講演協力数:          |
|                      |  | (19 年度)87 件        |
|                      |  | (20 年度)123 件       |
|                      |  | (21 年度)195 件       |
|                      |  | (22 年度)178 件       |
|                      | 〇自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺対策の基礎知  |                    |
|                      | 識」を刊行(平成 20 年度)。   |                    |
|                      |  |                    |
| (4) 介護支援専   厚生労働省    | 〇介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業の実施   |                    |
| 門員等に対す               | (平成 19~22 年度)。   |                    |
| る研修の実施               |  |                    |
| (5) 民生委員·児 厚生労働省     | 〇各都道府県、政令指定都市が実施する、  |                    |
| 童委員等への               | ①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修   |                    |
| 研修の実施                | 得させるための研修  |                    |
|                      | ②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させる   |                    |
|                      | ための研修  |                    |
|                      | ③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎的知識及び技術   |                    |
|                      | を修得させるための研修  |                    |
|                      | 等を支援するため「民生委員・児童委員研修事業」を実施<br>(双は 10~22 年度)                          |                    |
| (6) 抽 様 での リー原 生光風 少 | (平成 19~22 年度)。<br>〇白松系階級会対策センターにおいて白治体・特神保健短期                        | ○2 (2) の記載と同様      |
| (6) 地域でのリー厚生労働省      | 〇自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター階号を対象とした自怨総合対策の画研修を実施                 |                    |
| ーダー養成研  <br>・        | センター職員を対象とした自殺総合対策企画研修を実施<br>(平成 19 年 8 月 29 日~ 31 日、平成 20~22 年度)。また |                    |
| 修の充実<br>             | (平成 19 年 6 月 29 日~ 31 日、平成 20~22 年度)。また<br>各地の研修に講師協力 (平成 19~22 年度)。 |                    |
| (7) 社会的要因 金融庁        | 〇金融庁の金融サービス利用者相談室の相談員に対して、多  |                    |
| (// 往 五 四 安 凶   並熈厂  | ○立際川の立際リーに入利用有相談主の相談貝に対して、多  |                    |

| に関連する相      |                 | 重債務相談に対応する際の基本的な心構え等について周             |                    |  |
|-------------|-----------------|---------------------------------------|--------------------|--|
| 談員の資質の      |                 | 知を実施(平成19年10月9日、平成21年2月17日、平          |                    |  |
| 向上          |                 | 成 22 年 2 月 19 日、平成 23 年 2 月 21 日)。    |                    |  |
|             |                 | ○多重債務相談に対応する際の相談員の基本的な心構えや            |                    |  |
|             |                 | 実際の相談業務での対応についての「多重債務者相談マニ            |                    |  |
|             |                 | ュアル」(冊子及び DVD) を作成し、全国の自治体、関係         |                    |  |
|             |                 | 機関に送付(平成19年7月。平成20年3月に改訂版を作           |                    |  |
|             |                 | 成・送付)。さらに、財務局等の相談窓口の担当者・相談            |                    |  |
|             |                 | 員との意見交換(平成 21 年度)及び有識者からなる「多          |                    |  |
|             |                 | 重債務カウンセリング・相談タスクフォース」のメンバー            |                    |  |
|             |                 | からの意見を踏まえ、「多重債務者相談マニュアル」の改            |                    |  |
|             |                 | 訂を行い、平成 23 年度中に、経験の浅い相談員でも活用          |                    |  |
|             |                 | することができる、より実践的な「多重債務相談の手引き」           |                    |  |
|             |                 | を作成・配布予定。                             |                    |  |
|             | 消費者庁            | ○各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基            | 〇地方消費者行政活性化基金      |  |
|             |                 | 金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施            | 約 223 億円           |  |
|             |                 | (平成 21 年度 <b>~</b> )。                 |                    |  |
|             |                 | 〇独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の           | <br>  ○①国民生活センター基金 |  |
|             |                 | 消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修を実施            | 約 90 億 円           |  |
|             |                 | する等の支援を実施 (平成 21 年度~)。                | ②研修開催数             |  |
|             |                 |                                       | ・平成 21 年度:9回       |  |
|             |                 |                                       | • 平成 22 年度:17 回    |  |
|             | 厚生労働省           | ○厚生労働省職員研修において、メンタルヘルスに関する講           | 1,000              |  |
|             | 7, 2, 3, 12, 12 | 習を実施(平成19~22年度)。                      |                    |  |
| (0) 生长生 - 5 | 敬宛亡             |                                       |                    |  |
| (8) 遺族等に対   | 言祭厅<br>         | ○警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する           |                    |  |
| 応する公的機      |                 | 業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者遺族、自            |                    |  |
| 関の職員の資      |                 | 殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適<br>はないませい。 |                    |  |
| 質の向上        | 60.75 de        | 切な遺族対応等に取り組んでいる(平成19~22年度)。           |                    |  |
|             | 総務省             | 〇消防職員が、遺族等に対して適切な対応が図れるよう、消           |                    |  |
|             |                 | 防職員に対する教養訓練を通じ、必要な情報提供を実施             |                    |  |
|             |                 | (平成 19~22 年度)。                        |                    |  |
| (9) 研修資材の   | 厚生労働省<br>       | 〇「自殺未遂者・自殺者遺親族等のケアに関する対策検討会」          |                    |  |
| 開発等         |                 | の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等への            |                    |  |
|             |                 | ケアに関する研究」(平成 18~20 年度)において、「自殺        | 21 年度 東京           |  |
|             |                 | 未遂者ケアに関するガイドライン」及び「自死遺族ケアに            | 22 年度 神戸           |  |
|             |                 | 関するガイドライン」を作成し(平成 20 年度)、このガイ         | ・自殺未遂者ケア研修         |  |
|             |                 | ドラインに基づいた研修及びシンポジウムを実施(平成             | 20 年度 東京           |  |
|             |                 | 20~22 年度)。                            | 21 年度 一般救急 東京、大阪   |  |
|             |                 |                                       | 精神科救急 東京           |  |

|                  |  | 22 年度 一帆掛色 東京 大阪           |
|------------------|--|----------------------------|
|                  |  | 22 年度 一般救急 東京、大阪、          |
|                  |  | 仙台                         |
|                  |  | 精神科救急 大阪                   |
|                  | 〇自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相  |                            |
|                  | 談員研修を実施(平成 20 年 1 月 10 日~11 日)。  | 研修については、3 (3) の記載          |
|                  | 〇自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉  | と同様)                       |
|                  | センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施(平   |                            |
|                  | 成 19 年 8 月 29 日~31 日)。   |                            |
|                  | ○自殺予防総合対策センターにおいて、地方公共団体、民間  |                            |
|                  | 団体の相談員に対する研修の企画実施に協力(平成 19~  |                            |
|                  | 22 年度)。  |                            |
|                  | ○自殺予防総合対策センターにおいて実施する自殺総合対   |                            |
|                  | 策企画研修、自殺対策相談支援研修、地域自殺対策支援研   |                            |
|                  | 修、心理職等自殺対策研修に用いる研修資材を開発(平成   |                            |
|                  | 20・21 年度)。一部を印刷物として配布 (「中高年男性の   |                            |
|                  | 自殺予防に取り組む人のための 10 箇条」を配布)(平成   |                            |
|                  | 20 年度)。  |                            |
| (10) 自殺対策従 厚生労働省 | 〇自殺予防総合対策センターで開催される公的機関職員を   |                            |
| 事者への心の           | 対象とした相談員研修を実施するにあたり、相談員自らの   |                            |
| ケアの推進            | こころの健康を維持するための対応方法についての内容  |                            |
| , , «, in»       | を盛り込むことを検討(平成19年度)。  |                            |
|                  | 〇自殺予防総合対策センターにおいて地方公共団体、民間団  |                            |
|                  | 体の相談員に対して実施することとしている相談技法に  |                            |
|                  | 関する研修のカリキュラムの中に、相談員自らの心の健康   |                            |
|                  | を維持するための対応方法についての内容を盛り込んで  |                            |
|                  |  |                            |
|                  | いる(平成 20・21 年度)。   |                            |
|                  | 〇自殺予防総合対策センターにおいて、相談員自らの心の健<br>唐 * * * * * * * * * * * * * * * * * * * |                            |
|                  | 康を維持するための対応方法についての内容を盛り込ん  |                            |
|                  | だ、相談支援に関する研修を実施(平成22年度)。   |                            |
| 4 心の健康づくりを進める取組  | ○労働者の自然を使しと悪わたがナナーはよりが担によります。  |                            |
| (1)職場におけ 厚生労働省   | ○労働者の自殺予防に必要な知識をまとめた「職場における  | 〇リーフレット配布数 33 万部(平         |
| るメンタルへ           | 自殺の予防と対応」(自殺予防マニュアル)を事業者等に   | 成 19~22 年度)<br>            |
| ルス対策の推           | 対して配布(平成 19~22 年度)。  |                            |
| 進                | 〇小規模事業場の労働者及びその家族に対して、セミナーや  |                            |
|                  | 相談会等を実施(平成 19~22 年度)。  |                            |
|                  | 〇産業医に対しメンタルヘルス対策や過重労働対策に関す   |                            |
|                  | る研修、精神科医等に対し産業保健についての研修を実施   | │○47 都道府県で実施 (平成 19~22 年 │ |
|                  | (平成 19~22 年度)。   | 度)                         |
|                  | 〇都道府県労働局・労働基準監督署による個別事業場に対す  |                            |
|                  | る指導の実施等、職場におけるメンタルヘルス対策を強化   |                            |

|           |       | (平成 21 年度)。                                      |                                |                              |
|-----------|-------|--|--------------------------------|------------------------------|
|           |       | ○全国 47 都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設                    | ○メンタルヘルス支撑センター宝績               |                              |
|           |       | 置し、事業者等に対しメンタルヘルス相談機関等の紹介を                       | ・相談件数 35 万件 (平成 20~22)         |                              |
|           |       | 開始(平成 20 年度)。                                    | 年度)                            |                              |
|           |       | 〇全国 47 都道府県のメンタルヘルス対策支援センターにお                    |                                |                              |
|           |       | いて、メンタルヘルス相談機関等の紹介に加え、相談対応、                      | 成 20~22 年度)                    |                              |
|           |       | 個別事業場への訪問支援を実施し、メンタルヘルス不調の                       | · 管理監督者教育 約2千事業場               |                              |
|           |       | 予防から、職場復帰支援に至るまで、事業者の取り組むメ                       | (平成 22 年度)                     |                              |
|           |       | ンタルヘルス対策の総合的な支援を開始(平成 21 年度)。                    | (17% == 17%)                   |                              |
|           |       | 〇全国 47 都道府県のメンタルヘルス対策支援センターにお                    |                                |                              |
|           |       | けるメンタルヘルス対策の総合的な支援の一つとして、新                       |                                |                              |
|           |       | たに管理監督者に対する教育を開始(平成22年度)。                        |                                |                              |
|           |       | 〇職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行う                       |                                |                              |
|           |       | ため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を                       |                                |                              |
|           |       | 開設 (平成 21 年 10 月)。                               |                                |                              |
|           |       | 〇メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 において、                    | ○メンタルヘルス・ポータルサイト               |                              |
|           |       | 産業保健スタッフ等に対する教育機能を追加等、コンテン                       | 「こころの耳」アクセス数(セッ                |                              |
|           |       | ツを充実(平成 22 年度)。                                  | ション数) 約60万アクセス(平               |                              |
|           |       |  | 成 21 年 10 月~23 年 3 月)          |                              |
|           |       |  |                                | ●事業者がメンタルヘルスに取り組むことにメリットを感じる |
|           |       |  |                                | ような仕組みが必要。【五十嵐委員】            |
| (2) 地域におけ | 厚生労働省 | ○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相                      | 〇研修については、3(3)の記載               |                              |
| る心の健康づ    |       | 談員研修を実施(平成 20 年 1 月 10 日~10 日)。                  | と同様                            |                              |
| くり推進体制    |       | ○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉                      |                                |                              |
| の整備       |       | センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施(平                       |                                |                              |
|           |       | 成 19 年 8 月 29 日~31 日)。                           |                                |                              |
|           |       | 〇自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺総合対策企画                      |                                |                              |
|           |       | 研修」等で、自治体、精神保健福祉センター、保健所等の                       |                                |                              |
|           |       | 相談員に対する研修を行い、地域における心の健康づくり                       |                                |                              |
|           |       | の推進を強化(平成 22 年度)。                                |                                |                              |
|           |       | 〇自殺対策において先進的な取組を行う地域を選定し、それ                      |                                |                              |
|           |       | ぞれ地域の実情にあったモデル的な自殺対策を実施して                        |                                |                              |
|           |       | いく地域自殺対策推進事業を実施(平成19~21年度)。                      |                                |                              |
|           |       | 〇自殺予防総合対策センターにおいて関係者相互間での連                       |                                |                              |
|           |       | 携体制を構築し、円滑な連携を図るとともに、民間団体の                       |                                |                              |
|           |       | 活動を支援するため、自殺対策ネットワーク協議会を実施(双は 19~22 年度)          |                                |                              |
|           |       | (平成 18~22 年度)。<br>(中成 78~22 年度)。                 |                                |                              |
|           |       | 〇自殺予防総合対策センターにおいて、<br>①自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対 | 〇②自殺対策研究協議会参加者数:<br>第 1 回 82 名 |                              |
|           |       | 第企画研修及び、精神保健福祉センター、保健所等の相                        | 第 1 回 82 名<br>第 2 回 100 名      |                              |
| į.        | i     |  |                                |                              |

|           |       | 談員に対する相談支援研修を実施(平成20・21年度)。                        | 第3回 120名         |  |
|-----------|-------|--|------------------|--|
|           |       | ②全国精神保健福祉センター長会の協力を得て、自殺対策<br>研究協議会を開催(平成19~22年度)。 | 第 4 回 89 名       |  |
|           |       | ③地域における心の健康づくりの推進体制を整備(平成 20・21 年度)。               |                  |  |
|           |       | ④関係機関相互間における連携体制の構築を図り、円滑な                         |                  |  |
|           |       | 連携を図ることを目的として、平成 18 年から全国レベ                        |                  |  |
|           |       | ルでの「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係                          |                  |  |
|           |       | 機関における連携体制を推進(平成20~22年度)。                          |                  |  |
|           |       |  |                  | ●新大綱においては、この項目の中で、地方自治体の役割とN                 |
|           |       |  |                  | POなどの民間団体の役割をもっと書き込んだ方が良い。【本                 |
|           |       |  |                  | 橋委員】   |
|           | 農林水産省 | 〇農村地域の女性グループ等が行う生活支援等の助け合い                         | 〇研修会等開催 (実績)     |  |
|           |       | 活動を充実させるための人材養成活動等を推進(平成 19                        | 19 年度: 430 回     |  |
|           |       | ~22 年度)。   | 20 年度: 529 回     |  |
|           |       |  | 21 年度: 176 回     |  |
|           |       |  | 22 年度: 33 回      |  |
|           |       | 〇農山漁村における高齢者等の生きがい発揮のための施設                         | 〇施設整備(実績)        |  |
|           |       | 整備として、農産物直売施設や特用林産物活用施設、高齢                         | 19 年度: 29 箇所     |  |
|           |       | 者等地域住民活動・生活支援促進施設等の整備を推進(平                         | 20 年度: 23 箇所     |  |
|           |       | 成 19~23 年度)。                                       | 21 年度: 28 箇所     |  |
|           |       |  | 22 年度: 22 箇所     |  |
|           |       |  |                  | ●東日本大震災の被災農家に経営支援等だけではなくメンタル                 |
|           |       |  |                  | ヘルス関係の取組も実施しているのか、検討しているのか。<br>【足立委員】        |
|           |       |  |                  | ●東日本大震災の被災農家について、農水省関連の相談窓口で                 |
|           |       |  |                  | もメンタルヘルスについても気を付けてもらえるような体制<br>の整備が必要。【本橋委員】 |
|           | 国土交通省 | ○高齢者をはじめ、誰もが地域で集い、憩うことのできる環                        | 〇都市公園等整備状況       |  |
|           |       | 境の形成を図るため、歩いて行ける身近な都市公園の整備<br>等を推進 (平成 19~23 年度)。  | 21 年度末 98,568 箇所 |  |
| (3) 学校におけ | 文部科学省 | 〇「スクールカウンセラー等活用事業」(平成 19~23 年度)、                   | ○23 年度           |  |
| る心の健康づ    |       | 「スクールソーシャルワーカー活用事業」(平成 20~23 年                     | ・「スクールカウンセラー等活用事 |  |
| くり推進体制    |       | 度)の実施により、学校における教育相談体制を充実。                          | 業」               |  |
| の整備       |       |  | スクールカウンセラー事業     |  |
|           |       |  | 中学校への配置 9, 902 校 |  |
|           |       |  | 小学校への配置 12,000 校 |  |
|           |       |  | 緊急支援派遣 198 校     |  |
|           |       |  | のための予算を措置        |  |
|           |       |  | ・「スクールソーシャルワーカー活 |  |

|                             |  | 用事業」  |
|-----------------------------|--|---|
|                             |  | 1,096 名を配置するための予算                               |
|                             | 〇「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を開催し、「児                           | を措置   |
|                             | 童生徒の教育相談の充実について」を作成し、小・中・高                             |   |
|                             | 等学校、教育委員会等に配布(平成20年度)。                                 |   |
|                             | 〇養護教諭の資質向上のため、全国養護教諭研究大会、健康                            |   |
|                             | 教育指導者養成研修等を開催(平成19年度~平成22年度、                           | ○全国 <b>秦謹</b> 教諭研究大会参加者数                        |
|                             | 平成23年8月)。  | 19 年度: 栃木県 約 1, 100 名                           |
|                             | 十,次 20 年 8 月 / 。                                       | 20 年度:鳥取県 約 1,000 名                             |
|                             |  | 20 年度:烏取県 - 約 1, 300 名 - 21 年度:岐阜県 - 約 1, 300 名 |
|                             |  |   |
|                             |  | 22 年度:徳島県 約 1, 100 名                            |
|                             | 〇「心のケア対策推進事業」として、教職員向け指導参考資                            |   |
|                             | 料を作成、配布するとともに養護教諭や臨床心理士等を対し                            | 20 年度:東京都 約 250 名                               |
|                             | 象にシンポジウムを開催(平成 20 年度~平成 22 年度)。平                       | 21 年度:東京都 約 370 名                               |
|                             | 成 23 年度は「児童生徒の現代的健康課題への対応事業」<br>として引き続き実施。             | 22 年度:東京都 約 330 名                               |
|                             | 〇公立学校等における労働安全衛生法に基づく管理体制の                             |   |
|                             | 整備状況を把握するため、「公立学校等における労働安全                             |   |
|                             | 衛生管理体制に関する調査」を実施(平成 19 年 12 月、平                        |   |
|                             | 成 20 年 7 月、平成 22 年 7 月)。                               |   |
|                             | 〇労働安全衛生法に基づく体制の整備の趣旨を周知徹底す                             | 〇各都道府県教育委員会教育長・各                                |
|                             | るため、平成19年12月に実施した調査結果と併せて通知                            | 指定都市教育委員会教育長に通知                                 |
|                             | を発出(平成 20 年 5 月)。                                      |   |
|                             | 〇平成 20 年 4 月より、全ての事業場において一定の要件を                        | ○各都道府県教育委員会教育長・各                                |
|                             | 満たした労働者に対し医師による面接指導等を実施する                              | 指定都市教育委員会教育長に通知                                 |
|                             | ことが義務付けられたことも踏まえ、労働安全衛生管理体                             |   |
|                             | 制の整備について周知徹底する観点から、通知を発出(平                             |   |
|                             | 成 19 年 12 月)。  |   |
|                             | 成 19 年 12 月7。<br>  〇学校における労働安全衛生管理について引き続き周知・指         |   |
|                             |  |   |
|                             | 導を行うため、担当者会議を開催(平成 22 年 9 月、平成  <br>22 年 1 日)          |   |
| C 2 A 17 + 1 14 14 15 15 15 | 23 年 1 月)。   |   |
|                             | を受けられるようにする取組<br>- 労働少 - 「〇白処圣味炒合対策センク」において、心理際等白処対策項「 | 〇四枚についてけ、2(2)の司封                                |
| (1)精神科医を   厚生               |  | ○研修については、3 (3) の記載                              |
| サポートする                      | 修を実施(平成20・21年度)、また各地の研修に協力(平                           | と同様<br>   |
| 人材の養成な                      | 成 19~22 年度)。   |   |
| ど精神科医療                      | 〇自殺予防総合対策センターにおいて、精神科医療機関等で                            |   |
| 体制の充実                       | 働く心理職を対象に「心理職自殺予防研修」を実施(平成<br>22 年度)。                  |   |
| i l                         | 〇うつ病に有効な認知行動療法について、実施マニュアルを                            | ○割红行動處注理核                                       |
|                             | 〇 丿 プ柄に有効な認知1] 勤烺広に フレ゙・ C、天心ヾニュノルを                    |   |

|           |             | 成 22 年度)。   |                  |  |
|-----------|-------------|---|------------------|--|
|           |             | 〇「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チー                              |                  |  |
|           |             | ム」において、アウトリーチ(訪問支援)について検討(平                             |                  |  |
|           |             | 成 22 年度)。   |                  |  |
|           |             |   |                  | ●過剰投薬、過剰医療のリスクに対しての歯止め、チェックの                     |
|           |             |   |                  | 仕組みが必要である。【五十嵐委員】                                |
|           |             |   |                  | ●かかりつけ医のみならず、保健師を含めた保健スタッフに対した。                  |
|           |             |   |                  | するうつ病研修を進める必要がある。【渡辺委員】                          |
|           |             |   |                  | ●自殺対策として適切な精神科医療を行えるよう診療報酬体系<br>を見直す必要がある。【渡辺委員】 |
| (2)うつ病の受  | <br>  厚生労働省 | 〇「うつ対策推進方策マニュアル」、「うつ対応マニュアル」                            |                  | で元旦,元文// W/ W W W W W W W W W W W W W W W W W    |
| 診率の向上     | 77-23 [2]   | の関係機関への提供等を通じて、地域におけるうつ病等精                              |                  |  |
|           |             | 神疾患に関する普及啓発への支援を実施(平成 19~22 年                           |                  |  |
|           |             | 度)。   |                  |  |
|           |             | 〇精神科を専門としない医師に対し、うつ病等の診断能力の                             | 〇かかりつけ医研修受講者数    | ●かかりつけ医への研修は成果を挙げている。救急医療に携わ                     |
|           |             | 向上を目的に、「かかりつけ医心の健康対応力向上研修事                              | 20 年度 約 7, 200 名 | る医師にも基礎的な精神疾患の対応等についての教育研修の                      |
|           |             | 業」を実施(平成22年度からは、小児科医等も対象)(平                             | 21 年度 約 5, 700 名 | 実施が必要。【坂元委員】                                     |
|           |             | 成 20~22 年度)。  |                  |  |
|           |             | 〇平成20年4月の診療報酬改定において、うつ病等の精神                             |                  |  |
|           |             | 障害患者の早期受診を促すため、身体症状を訴えて内科等                              |                  |  |
|           |             | を受診した患者のうち、うつ病等精神障害の疑いのある者                              |                  |  |
|           |             | について、精神科医師に紹介した場合に算定できる新たな<br>報酬項目を創設(平成20年度)。          |                  |  |
| (3) かかりつけ |             | 報酬項目を創設(十成 20 年度)。                                      |                  |  |
| の医師等のう    |             |   |                  |  |
| つ病等の精神    |             |   |                  |  |
| 疾患の診断・    |             |   |                  |  |
| 治療技術の向    |             |   |                  |  |
| 上【再掲】     |             |   |                  |  |
| (4) 子どもの心 | 厚生労働省       | 〇「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」の報告書(平                            |                  |  |
| の診療体制の    |             | 成 19 年 3 月取りまとめ)の内容を踏まえ、子どもの心の                          |                  |  |
| 整備の推進     |             | 診療医の養成のための研修の実施やテキストを作成(平成                              |                  |  |
|           |             | 19 年度)。   |                  |  |
|           |             | ○様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応する                             |                  |  |
|           |             | ため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機<br>関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るた |                  |  |
|           |             | めの事業を平成20年度より3か年のモデル事業として実                              |                  |  |
|           |             | 施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や                              |                  |  |
|           |             | 都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施(平成20~                             |                  |  |
|           |             | 22 年度)。   |                  |  |
|           | 1           | 1   |                  |  |

|                 |   |                    | <ul><li>●文部科学省と厚生労働省が連携して、地域の精神科医療従事者と学校がネットワークを作る取組みを促進する必要がある。【高橋(祥)委員】</li><li>●学校医の研修等を精神科医療従事者と合同で行うような仕組み作りが必要である。【向笠委員】</li></ul> |
|-----------------|---|--------------------|--|
| (5)うつ病スク 厚生労働省  | 〇市町村において介護予防事業の中で基本チェックリスト                  |                    |  |
| リーニングの<br>実施    | を用いて高齢者のうつ病に関するスクリーニングを実施<br>(平成 19~22 年度)。 |                    |  |
| (6)うつ病以外 厚生労働省  | 〇「障害者対策総合研究事業」における「自殺のハイリスク                 |                    |  |
| の精神疾患等          | 者の実態解明及び自殺予防に関する研究」において、うつ                  |                    |  |
| によるハイリ          | 病以外の精神疾患等と自殺との関連についての調査研究                   |                    |  |
| スク者対策の          | を実施(平成21・22年度)。                             |                    |  |
| 推進              | 〇アルコール依存症や薬物依存症の自助団体の活動の支援、                 |                    |  |
|                 | 及び自助団体を含む関係機関による依存症対策に係る地                   |                    |  |
|                 | 域連携体制の構築と効果的な依存症対策の開発・実施を目                  |                    |  |
|                 | 的とした、「地域依存症対策推進モデル事業」を実施し(平                 |                    |  |
|                 | 成 21・22 年度)、また、自助団体の活動を支援する観点か              |                    |  |
|                 | ら、「依存症回復施設職員研修事業」を実施(平成 22 年度)。             |                    |  |
|                 | 〇全日本断酒連盟の協力を得て、「自殺予防のためのアンケ                 |                    |  |
|                 | ート調査」を実施し、アルコール問題普及啓発リーフレッ                  |                    |  |
|                 | ト「のめば、のまれる」を作成(自殺予防総合対策センタ                  |                    |  |
|                 | 一)(平成 21 年度)。                               |                    |  |
|                 | ○自殺予防総合対策センターにおいて、自殺のハイリスク者                 | 〇研修については、3 (3) の記載 |  |
|                 | の支援についての先駆的・試行的取組を、研修プログラム                  | と同様                |  |
|                 | の中で積極的に紹介し、「自殺予防のための自傷行為とパ                  |                    |  |
|                 | ーソナリティ障害の理解と対応研修」「精神科医療従事者                  |                    |  |
|                 | 自殺予防研修」を実施(平成 22 年度)。                       |                    |  |
| (7) 慢性疾患患 厚生労働省 | ○看護師に対し、慢性疾患等の患者に適切に対応できるよう                 |                    |  |
| 者等に対する          | な専門領域における実務的な知識・技術の向上を図るため                  |                    |  |
| 支援              | の研修を都道府県等において実施(平成20~22年度)。                 |                    |  |
| 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取 | <b>租</b>                                    |                    |  |
| (1)地域におけ   内閣府  | 〇各都道府県、政令指定都市に対して、                          |                    |  |
| る相談体制の          | ・社会的要因に関する各種相談窓口の整備                         |                    |  |
| 充実              | ・休日・夜間相談の実施                                 |                    |  |
|                 | ・民間団体の相談窓口との連携                              |                    |  |
|                 | ・相談内容に応じた相談窓口の周知                            |                    |  |
|                 | 等住民が相談しやすい体制の整備に努め、これら公的機関                  |                    |  |
|                 | における相談事業の広報の強化への配慮について通知(平                  |                    |  |
|                 | 成 19 年 7 月)。                                |                    |  |
|                 | 〇多重債務者対策本部 (金融庁)、日本弁護士連合会及び日                |                    |  |

|               | 本司法書士会連合会の主催による「多重債務者相談強化キー                  |                    |
|---------------|--|--------------------|
|               | ャンペーン (平成 20 年 9 月~ 12 月)」の実施に伴い、効           |                    |
|               | 果的な自殺予防週間となるよう同時期に多重債務者向け                    |                    |
|               | の無料相談会を実施するように各都道府県・政令指定都市                   |                    |
|               | に通知(平成 20 年 6 月 10 日)。                       |                    |
|               | 〇相談しやすい体制の整備を促進するため「こころの健康相                  | 〇参加自治体数            |
|               | 談統一ダイヤル」の運用を開始(平成20年9月)。全国的                  | 10 道府県(20 年 9 月)   |
|               | な運用に向け、対象地域を拡大(平成21~23年度)。                   | →24 都道府県・政令指定都市(23 |
|               |  | 年7月)               |
|               | ○「こころの健康相談統一ダイヤル」参加自治体による意見                  |                    |
|               | 交換会を実施(平成22年4月22日)。                          |                    |
|               | 〇地域における相談体制の現状把握のため、「平成 20 年度イ               |                    |
|               |  |                    |
|               | ンターネットを用いた自殺総合対策推進のための相談窓                    |                    |
|               | 口情報調査」を実施。                                   |                    |
|               | 〇地域自殺対策緊急強化基金を活用し、各地方公共団体の実                  |                    |
|               | 情に応じた包括支援相談の実施等、地域における相談体制                   |                    |
|               | を充実(平成 21~23 年度)。                            |                    |
|               | 〇各都道府県に相談窓口情報を提供(平成21年度)。                    |                    |
|               | 〇ハローワークにおける心の健康相談を実施(平成21年12                 |                    |
|               | 月~22年3月)。                                    |                    |
| (2) 多重債務の 金融庁 | 〇内閣に設置された多重債務者対策本部において、相談窓口                  |                    |
| 相窓口の整備        | の整備・強化、セーフティネット貸付けの提供等の具体的                   |                    |
| とセーフティ        | な諸施策を取りまとめた「多重債務問題改善プログラム」                   |                    |
| ネット融資の        | を策定(平成19年4月20日)。                             |                    |
| 充実            | ○多重債務者対策本部では、多重債務問題改善プログラムに                  |                    |
|               | ついて、各施策の進捗状況のフォローアップを実施(平成                   |                    |
|               | 20 年 6 月 10 日、平成 21 年 7 月 8 日、平成 22 年 12 月 2 |                    |
|               | 日)。  |                    |
|               | □ □ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·      |                    |
|               | 員を配置し、相談業務を開始(平成 20 年 4 月)。                  |                    |
|               | ○多重債務者対策本部長決定により、各地域の多重債務者が                  |                    |
|               | 相談窓口を訪れる一つの契機を提供すべく、平成 19 年 12               |                    |
|               |  |                    |
|               | 月10日~16日に「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を、                 |                    |
|               | 平成 20~22 年の 9 月~12 月には期間を 4 ヵ月に延長して          |                    |
|               | 「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施。平成 22 年                 |                    |
|               | 度の「多重債務者相談強化キャンペーン」では、特に事業                   |                    |
|               | 者向けの相談を強化するため、中小企業団体を実施主体に                   |                    |
|               | 追加する等取組みを深化。                                 |                    |
|               | 〇改正貸金業法の完全施行に先立ち、金融庁及び消費者庁の                  |                    |
|               | 副大臣・大臣政務官、並びに法務省の大臣政務官により構                   |                    |

|           |       | 成された「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」にお                         |
|-----------|-------|--|
|           |       | いて、総量規制等の円滑な実施のための施策の他、多重債                         |
|           |       | 務相談の改善・強化やセーフティネットの充実のための施                         |
|           |       | 策等を盛り込んだ「借り手の目線に立った 10 の方策」を                       |
|           |       | とりまとめ (平成 22 年 4 月 2 日)。                           |
|           |       | 〇上記方策に基づいて実施した「あなたは大丈夫?キャンペ                        |
|           |       | ーン 一貸金業法が大きく変わります!ー」において、多                         |
|           |       | 重債務相談窓口の認知度向上のための取組みを実施(平成                         |
|           |       | 22 年 5 月~)。  |
|           | 消費者庁  | ○ 各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基 ○地方消費者行政活性化基金          |
|           |       | 金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施 約 223 億円                |
|           |       | (平成 21 年度~)。                                       |
| (3) 失業者等に | 厚生労働省 | O失業者に対して、ハローワーク等の窓口においてきめ細や                        |
| 対する相談窓    |       | かな職業相談など、早期再就職のための各種支援を実施                          |
| 口の充実等     |       | し、特に心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な                         |
|           |       | 求職活動を行うことができない求職者等に対応(平成19~                        |
|           |       | 22 年度)。  |
|           |       | 〇 二一ト等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者                        |
|           |       | サポートステーションの設置拠点を拡充(77 か所→(平                        |
|           |       | 成 21 年度) 92 か所→(平成 22 年度) 100 か所) するとと             |
|           |       | もに(平成21・22年度)、教育機関等とのネットワーク機                       |
|           |       | 能を強化し、若者・保護者に対する能動的な働きかけ等を                         |
|           |       | 実施(平成 21 年度)。また、高校中退者等を対象とした訪                      |
|           |       | 問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎                         |
|           |       | 力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、二一ト等の若                         |
|           |       | 者の職業的自立支援を強化(平成 22 年度)。                            |
|           |       | 〇ホームレス等の生活困窮者のかかえるメンタルヘルスの                         |
|           |       | 問題、自殺関連行動への注意喚起を図るシンポジウムの開                         |
|           |       | 催(自殺予防総合対策センター)(平成 21・22 年度)。                      |
| (4) 経営者に対 | 金融庁   | 〇全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会との意見交換会                         |
| する相談事業    |       | において、個人保証に過度に依存しない融資を推進するよ                         |
| の実施等      |       | う要請を行った(平成 19 年 7 月ほか)。                            |
|           | 経済産業省 | 〇中小企業金融公庫において、創業等の支援のために、定期 〇貸付実績                  |
|           |       | 的な財務報告を行うことを条件に、本人保証を免除する制   19 年度 246 件/ 123.9 億P |
|           |       | 度(保証人猶予特例)を創設(平成 19 年度)。 20 年度 493 件/ 411.1 億円     |
|           |       | 21 年度 1, 283 件/1, 242. 8 億P                        |
|           |       | 22 年度 1, 429 件/1, 119. 6 億P                        |
|           |       | *「保証人免除特例」との合計                                     |
|           |       | 〇中小企業金融公庫・国民生活金融公庫において再チャレン 〇貸付実績                  |
|           |       | ジする起業家の事業の見込み等を評価することにより融 19 年度 1,141 件/49.4 億円    |

資を可能とする再チャレンジ融資制度を創設(平成 19 年 度)。

- ○47 都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」に「○相談件数(右)、再生計画策定完了 おいて、企業再生に係る相談や経営相談から再生計画の策 定支援まで対応(平成19~23年度)。
- ○全国に早期転換・再挑戦支援窓口を設置し、廃業経験者の 再起業等に関する相談事業を実施(平成19・20年度)。
- ○新創業融資制度について、貸付限度額の引き上げや貸付要│○貸付実績 件の緩和の実施 (平成 19 年度)、対象となる貸付制度の追 加 (平成 19、20、21、22 年度) 等を行いつつ、着実に実 施(平成19~23年度)。
- ○都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特│○相談件数 別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議 所が行う支援事業を補助(平成21~23年度)。
- ○全国 52 か所の「地域力連携拠点」において、債務返済な │○相談件数 ど経営課題の解決を支援するため、弁護士を選定し、「経 営者のための法律相談」を実施(平成21年12月24日~ 平成 22 年 3 月 15 日)。
- ○再チャレンジする企業家の事業の見込み等を評価するこ│○貸付実績 とにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者 の再挑戦を支援する「再チャレンジ支援融資(再挑戦支援 | 資金)制度」を実施(平成21~23年度)。
- ○中小企業の資金繰り対策に万全を期すため、景気対応緊急│○・景気対応緊急保証の貸付実績 保証の創設やセーフティネット貸付の延長・拡充、公的金 | 21 年度 596, 939 件/99, 253. 2 億円 融による条件変更の目標の引き上げ、金融に特化したワン ストップの相談窓口として「中小企業金融合同相談会」の 開催(全国 186 か所)等を実施(平成 21 年度)。

○資金需要の高まる年末及び年度末において、厚生労働省や│○開催実績

数(左)

19 年度 2.731 件/394 件 20 年度 3,164 件/332 件 21 年度 2,873 件/476 件

22 年度 1.929 件/364 件

19 年度 14, 108 件/485.1 億円 20 年度 14.776 件/503.7 億円 21 年度 11,562 件/394.2 億円 22 年度 10,522 件/357.8 億円

21 年度 2, 473 件

(うち倒産回避 2,473件) 22 年度 2.247 件

(うち倒産回避 1,789件)

175 件

20 年度 1,000 件/41.2 億円 21 年度 747 件/35.4 億円 22 年度 658 件/28.6 億円

- 22年度 470,250件/80,655.5億円
- ・セーフティネット貸付 21 年度 477.179 件/86.341.7 億円 22年度 435,898件/75,209.4億円
- ・公的金融による条件変更 21 年度 478,600 件/63,100 億円 22 年度 596,800 件/84,100 億円
- 「中小企業金融合同相談会」の開催 実績 186 回

|               |                                   | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |                              |
|---------------|-----------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|
|               | 金融庁とも連携し、ワンストップ・サービス・デイを開催        |                                       |                              |
|               | し、資金繰り、経営支援、知的財産の活用、雇用調整助成        | 21 年 2~3 月 95 回開催                     |                              |
|               | 金等、中小企業のあらゆる相談に対応(平成21年度)。        |                                       |                              |
|               | 〇年末において、関係機関の協力の下、利用者が 1 つの窓口     | _                                     |                              |
|               | で資金繰りや雇用調整助成金などの相談が出来るよう、         | の開催実績                                 |                              |
|               | 「ワンストップ・サービス・デイ」を開催するとともに、        | 22 年 10~12 月 95 回開催                   |                              |
|               | 2011 年3月を年度末の「中小企業ワンストップ電話相談      |                                       |                              |
|               | 月間」と位置づけ、1つの窓口で資金繰りや知的財産など        | 月間」での電話相談件数                           |                              |
|               | 幅広く相談できる電話相談を実施した(平成 22 年度)。      | 23 年 3 月 677 件                        |                              |
|               | O各都道府県に設置されている「下請かけこみ寺」(全国 48     | 〇相談件数                                 |                              |
|               | か所)において、中小企業からの取引に関する各種相談に        | 21 年度 5, 142 件                        |                              |
|               | 対し、弁護士(・相談員(平成22年度))が無料で対応(平      | 22 年度 4,468 件                         |                              |
|               | 成 21~23 年度)。                      |                                       |                              |
|               | ○全国 84 か所の中小企業応援センターにおいて、弁護士に     | 〇相談件数                                 |                              |
|               | よる中小企業経営者のための法律相談等に対応(平成 22       | 165 件                                 |                              |
|               | 年9月~平成23年3月)。                     |                                       |                              |
|               | 〇自殺対策強化月間に先立ち、約 400 の中小企業関係機関・    |                                       |                              |
|               | 団体に対し、自殺対策強化月間の周知に対する協力要請を        |                                       |                              |
|               | 行うとともに、全国約8千人の商工会・商工会議所経営指        |                                       |                              |
|               | 導員による中小企業への巡回指導を始め、きめ細かい対応        |                                       |                              |
|               | を図るよう中小企業関係機関・団体に要請(平成22年度)。      |                                       |                              |
|               | 〇平成 23 年 3 月 1 日より新たに実施してきた「中小企業電 | 〇電話相談件数                               |                              |
|               | 話相談ナビダイヤル」を引き続き実施(平成 23 年度)。      | 23 年 4~6 月 2,534 件                    |                              |
| (5) 法的問題解 法務省 | 〇日本司法支援センター(法テラス)において、自殺の社会       | 〇サポートダイヤル受電件数                         | ●心理的瑕疵物件に関する不当な損害賠償請求など、社会問題 |
| 決のための情        | 的要因に関わる相談窓口をより適切に紹介できるよう関         | 19 年度 220, 727 件                      | 化している事案について、法テラスにおける支援を(強化)  |
| 報提供の充実        | 係機関等の範囲の拡大と連携の強化を図り、法テラス・サ        | 20 年度 287, 897 件                      | してほしい。【杉本委員】                 |
|               | ポートダイヤル(コールセンター)や地方事務所、Web サ      | 21 年度 401,841 件                       |                              |
|               | イトなどを通じ相談者への情報提供の充実に努めている         | 22 年度 370, 124 件                      |                              |
|               | (平成 19~23 年度)。                    |                                       |                              |
|               | 〇法テラスの Web サイト (携帯サイトを含む) 上に「自殺対  | 〇「自殺対策強化月間」の特設コー                      |                              |
|               | 策強化月間」の特設コーナーを設置し、法テラス・サポー        | ナーアクセス数                               |                              |
|               | トダイヤルに寄せられた自殺要因となる可能性の高い法         | 22 年度 8,668 件                         |                              |
|               | 的トラブルに関するFAQ (よくある質問と答え) 及び支      |                                       |                              |
|               | 援団体、相談窓口のリンク集を掲載し、自殺対策に関する        |                                       |                              |
|               | 情報や相談窓口を紹介している(平成20年度~23年度)。      |                                       |                              |
|               | 〇法テラスが定期的に配信するメールマガジンにおいて, 自      | 〇メールマガジン発行について                        |                              |
|               | 殺対策強化月間の告知や相談の呼びかけを行うなどして、        | 発行頻度:不定期(月1、2回)                       |                              |
|               | 自殺対策に関する情報や相談窓口を紹介している(平成         | 発行回数: 27 回                            |                              |
|               | 21 年~23 年度)。                      | (23 年 6 月末現在)                         |                              |
|               |                                   | 登録者 PC 版: 1,689 名                     |                              |
|               |                                   |                                       |                              |

|           |       |                                   | 携帯版:2, 670 名     |
|-----------|-------|-----------------------------------|------------------|
|           |       | <br>  ○法テラス地方事務所において、自殺予防に関する研修会な | 〇山形地方事務所実績       |
|           |       | どに参加し、パンフレット・リーフレットを配布するなど        | パンフレット・リーフレット    |
|           |       | して、法テラスの周知を図っている(平成22年度)。         | 配布数:各 100 部      |
|           |       | 〇法テラスにおいて、金融庁・日本弁護士連合会等の関係機       |                  |
|           |       | 関・団体と連携・協力し、多重債務問題・労働問題等に関        | 21 年度 237, 306 件 |
|           |       | する相談会を実施するなどして、経済的に余裕のない方の        | 22 年度 256, 719 件 |
|           |       | ために無料法律相談を実施したり、弁護士費用等を立て替        | • 代理援助件数         |
|           |       | える民事法律扶助制度の周知徹底を努めるとともに、契約        | 21 年度 101, 222 件 |
|           |       | 弁護士等による無料法律相談を実施し受任・受託につなげ        | 22 年度 110, 217 件 |
|           |       | るなどして問題の解決を図った(平成21・22年度)。        |                  |
|           |       | 〇民事法律扶助の利用を促進するために、法テラスのWeb サ     | 〇「要件確認体験ページ」アクセス |
|           |       | イト上に、民事法律扶助を利用するための資力要件を満た        | 数                |
|           |       | すかどうか確認できる「要件確認体験ページ」を掲載する        | 22 年度 163, 931 件 |
|           |       | などして、より利便性を高めている (平成 21 年 1 月~23  | 23 年度 34,087 件   |
|           |       | 年度)。                              | (23 年 6 月末現在)    |
|           |       | 〇法テラスの Web サイト上に、多重債務問題・労働問題等を    |                  |
|           |       | 抱えている方が自身の問題を認識し相談行動を起こせる         | セス数              |
|           |       | よう、セルフチェックができる「法的トラブル判断シート」       | 22 年度 83, 206 件  |
|           |       | を掲載している (平成22年9月~23年度)。           | 23 年度 24,087 件   |
|           |       |                                   | (22年9月~23年6月)    |
|           |       | │<br>│○新聞・テレビ等のマスメディアを利用した広報活動を行う |                  |
|           |       | とともに、パンフレット・リーフレット等を関係機関や各        |                  |
|           |       | 県の主要郵便局等へ配布したほか、Webサイトを随時更新       |                  |
|           |       | するなどして、法テラスの業務内容等について周知徹底を        |                  |
|           |       | 図っている (平成 19~23 年度)。              |                  |
| (6)危険な場所、 |       | 〇自殺するおそれのある行方不明者(家出人)の発見活動に       |                  |
| 薬品等の規制    |       | 努めた(平成 19~22 年度)。                 |                  |
| 等         | 厚生労働省 | ○医薬品等一斉監視指導において、各自治体を通じて、医薬       |                  |
|           |       | 品販売業者等における毒薬及び劇薬の取扱について確認、        |                  |
|           |       | 指導を実施(平成19~22年度)。                 |                  |
|           |       | 〇毒物及び劇物について、自治体及び事業者団体を通じ、一       |                  |
|           |       | 般消費者に対する販売を自粛するよう従来より事業者に         |                  |
|           |       | 要請しており、必要に応じて通知による周知を行う等、引        |                  |
|           |       | き続き不適切な使用に繋がる流通の防止を図った(平成         |                  |
|           |       | 22 年度)。                           |                  |
|           | 農林水産省 | 〇農薬使用に伴う危害を防止するため、農薬使用者に対する       | 〇講習会開催及び巡回指導(実績) |
|           |       | 講習会の開催や農薬販売者への研修指導を実施(平成 19       | 19 年度:4, 589 回   |
|           |       | ~21 年度)。                          | 20 年度:4, 602 回   |
|           |       |                                   | 21 年度:4, 323 回   |

|           |          | へないもまだっちがはなしし マー曲本のはていまにもいもの               | ○○○左FR○○□に○□曲英均同組○                     |
|-----------|----------|--|--|
|           |          | 〇硫化水素ガス自殺対策として、農薬の適正販売に向けた関                | 〇20年5月20日に全国農薬協同組合                     |
|           |          | 係団体へ協力を依頼(平成20年5月20日)。                     | 理事長、全国農協組合連合会代表  <br>  理事もった「中まじっぷりまか」 |
|           |          |  | 理事あてに「有毒ガス発生事件に                        |
|           |          |  | 関する注意喚起について」を発出                        |
|           | 国土交通省    | 〇特定行政庁を通じ、建築物の所有者等に対し、法令に基づ                |  |
|           |          | く施設設置・維持管理等を徹底させ、屋上からの転落防止                 |  |
|           |          | 等の安全確保を図った(平成 19~23 年度)。                   |  |
|           |          | ○鉄道駅のプラットホームにおいて、視覚障害者等をはじめ                | 〇設置状況                                  |
|           |          | とした全ての駅利用者の安全性向上を図ることを目的に、                 | 21 年度末現在:38 路線、449 駅                   |
|           |          | 線路への落下を防止するホームドア (可動式ホーム柵を含                |  |
|           |          | む。)の設置を促進(平成 19~23 年度)。                    |  |
|           |          | 〇鉄道事業者をメンバーとする「ホームドアの整備促進等に                |  |
|           |          | 関する検討会」を実施(平成 22~23 年度)。                   |  |
| (7) インターネ | 内閣府(青少年) | ○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環                | 〇・HPアクセス数(セッション数)                      |
| ット上の自殺    |          | 境の整備等に関する法律」(以下「青少年インターネット                 | 21 年度:18, 951 件                        |
| 関連情報対策    |          | 環境整備法」という。)の施行に伴い、広報啓発資料の配                 | (21 年 7 月より集計)                         |
| の推進       |          | 付等を通じて、広報啓発活動を実施(平成 20~23 年度)。             | 22 年度:20, 265 件                        |
|           |          |  | ・広報資料印刷部数                              |
|           |          |  | 法周知資料:                                 |
|           |          |  | 1, 040, 000 部                          |
|           |          |  | 健全利用啓発資料:                              |
|           |          |  | (子ども向け) 2,435,000 部                    |
|           |          |  | (保護者向け) 2,913,000 部                    |
|           |          | 〇有識者検討会において、青少年インターネット環境整備法                |  |
|           |          | に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利                 | 20 年度: 3 回                             |
|           |          | 用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の                 | 21 年度:2回                               |
|           |          | 策定に向けた検討を実施し(平成20・21年度)、法施行状               | 22 年度: 4 回                             |
|           |          | 況等に係る検討を実施(平成 22・23 年度)。                   | 22 牛皮,牛固<br>                           |
|           |          | 〇青少年のインターネット利用環境実態調査を実施(①平成                | ○理本対象                                  |
|           |          |  |  |
|           |          | 21 年 10 月~11 月、②平成 22 年 9 月、③平成 23 年 6 月)。 | 1 ①21 年 11 月 30 日現在で、満 10 歳            |
|           |          | その他各種調査を実施(平成 21~23 年度)。                   | から 17 歳までの青少年(2,000                    |
|           |          |  | 名)及びその同居の保護者                           |
|           |          |  | (2,000 名)                              |
|           |          |  | ②22 年 11 月 30 日現在で、満 10 歳              |
|           |          |  | から 17 歳までの青少年(2,000                    |
|           |          |  | 名)及びその同居の保護者                           |
|           |          |  | (2,000 名)                              |
|           |          |  | ③23 年 8 月 31 日現在で、満 10 歳               |
|           |          |  | から 17 歳までの青少年 (3,000                   |
|           |          |  | 名)及びその同居の保護者                           |

|       |                                   | (3,  | 000名) |                         |     |  |
|-------|-----------------------------------|------|-------|-------------------------|-----|--|
| 警察庁   | 〇インターネット上における違法情報・有害情報に関する通       | Oインタ | ーネット  | ・・ホットライ                 | インセ |  |
|       | 報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼        | ンター  | における  | 削除依頼状況                  | 兄   |  |
|       | を行うホットライン業務を民間に委託して、インターネッ        | 【人を自 | 殺に誘引  | <ul><li>勧誘する情</li></ul> | 青報】 |  |
|       | ト・ホットラインセンターとして運用し、自殺関連情報に        | 依    | 頼件数   | 削除件数                    |     |  |
|       | つきサイト管理者等へ削除依頼を実施。また、都道府県警        | 19 年 | 225 件 | 56 件                    |     |  |
|       | 察においても同様に自殺関連情報につきサイト管理者等         | 20 年 | 85 件  | 61 件                    |     |  |
|       | へ削除依頼を実施(平成 19~22 年度)。            | 21 年 | 75 件  | 21 件                    |     |  |
|       |                                   | 22 年 | 23 件  | 10 件                    |     |  |
|       | ○都道府県警察及びインターネット・ホットラインセンター       |      |       |                         |     |  |
|       | におけるサイト管理者等への削除依頼の対象に、硫化水素        |      |       |                         |     |  |
|       | ガスの製造を誘引する情報を追加し、同情報に係るサイト        |      |       |                         |     |  |
|       | 管理者等への削除依頼を開始 (平成 20 年度)。         |      |       |                         |     |  |
| 総務省   | ○「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイ       |      |       |                         |     |  |
|       | ドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約        |      |       |                         |     |  |
|       | 約款モデル条項」を含む各種ガイドラインの事業者向け説        |      |       |                         |     |  |
|       | 明会を、平成 19 年 11 月に全国 4 ヵ所で開催する等、各種 |      |       |                         |     |  |
|       | ガイドラインの周知に努めた(平成 19 年度)。          |      |       |                         |     |  |
|       | 〇平成 19 年 12 月、携帯電話事業者等に対し、携帯電話等の  |      |       |                         |     |  |
|       | フィルタリングサービスの導入促進に取り組むよう要請         |      |       |                         |     |  |
|       | した。                               |      |       |                         |     |  |
|       | ○「違法・有害情報等への対応に関する契約約款モデル条項」      |      |       |                         |     |  |
|       | における禁止行為に「第三者に危害の及ぶおそれの高い自        |      |       |                         |     |  |
|       | 殺の手段等を紹介する行為」を追加する改訂(平成 20 年      |      |       |                         |     |  |
|       | 12月)。                             |      |       |                         |     |  |
|       | ○「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」      |      |       |                         |     |  |
|       | の適切な運用を支援(平成21年度)。                |      |       |                         |     |  |
|       | 〇プロバイダ等から個々の事案への対応についての相談業        |      |       |                         |     |  |
|       | 務等を行う「違法・有害情報相談センター」を設置した(平       |      |       |                         |     |  |
|       | 成 21 年度)。                         |      |       |                         |     |  |
| 文部科学省 | 〇青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環        |      |       |                         |     |  |
|       | 境の整備等に関する法律に基づき策定された基本計画等         |      |       |                         |     |  |
|       | に沿って、青少年のフィルタリングの普及を図るととも         |      |       |                         |     |  |
|       | に、インターネットの適切な利用に関する啓発活動の推進        |      |       |                         |     |  |
|       | 等を実施(平成 21~23 年度)。                |      |       |                         |     |  |
| 経済産業省 | 〇PCメーカー等の機器メーカーに対するフィルタリング        |      |       |                         |     |  |
|       | 搭載の要請(平成 20 年度)。                  |      |       |                         |     |  |
|       | 〇フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施        |      |       |                         |     |  |
|       | (平成 20~23 年度)。                    |      |       |                         |     |  |
|       | 〇フィルタリングの前提となるインターネット上のコンテ        |      |       |                         |     |  |

|                                |       | ンツの分類・格付け基準などに関して民間有識者による検<br>討を行うことにより、民間による取組を支援(平成 20~<br>23年度)。  |  |
|--------------------------------|-------|--|--|
| (8) インターネ<br>ット上の自殺            | 内閣府   | 〇「自殺対策加速化プラン」に基づき、検索サイト管理者等 〇年に5~6回程度実施<br>との意見交換を実施(平成20~23年度)。   |  |
| 予告事案等へ<br>の対応等                 | 警察庁   | ○都道府県警察において、インターネット上の自殺予告事案<br>について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自<br>殺予告をした者への説諭、自殺予告した者の家族への監護<br>依頼等の自殺防止措置を講じた(平成19~22年度)。件数<br>19年<br>20年<br>21年<br>223件<br>228名<br>22年<br>280件  |  |
|                                | 総務省   | 〇「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」の運用による自殺予告者の発信者情報開示の推進(平成20年度)。<br>〇「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」の適切な運用を支援(平成21・22年度)。   |  |
|                                | 経済産業省 | ○多様化するネット上のコンテンツに対応し、書き込みサイト等に記載されたキーワードや文脈から必要な情報を検索する技術等の開発を検討(平成19年度)。 ○PCメーカー等の機器メーカーに対するフィルタリング搭載の要請(平成19・20年度)。 ○フィルタリングの重要性や利用促進に関するセミナー等を開催(平成19年度)。 ○フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施(平成20~23年度)。 ○フィルタリングの前提となるインターネット上のコンテンツの分類・格付け基準などに関して民間有識者による検討を行うことにより、民間による取組を支援(平成20~23年度)。   |  |
| (9) 介護者への 支援の充実                | 厚生労働省 | 〇地域包括支援センターに携わる職員等を対象にした研修<br>を実施(平成 19~22 年度)。  |  |
| (10) いじめを苦<br>にした子ども<br>の自殺の予防 | 法務省   | ○以下の施策により、子どもたちがより相談しやすい体制を確立し、いじめをはじめとする子どもの人権問題の解決に努めた。       ○・児童・生徒から送付された「子どもの人権 SOS ミニレター」の通数         ・「子どもの人権 SOS ミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布(平成19~22年度。23年度も配布予定)。・「インターネット人権相談受付窓口(子ども用)」を開設(平成19~23年度)。       19年度 約1万3,000通21年度 約1万4,000通21年度 約1万4,000通21年度 約2万3,000通21年度 1月度 1月度 1月度 1月度 1月度 1月度 1月度 1月度 1月度 1月 |  |

|        |       | ・全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間を実施(平成     | 19 年(2 月から 12 月まで)       |
|--------|-------|-----------------------------------|--------------------------|
|        |       | 19~23 年度)。                        | 913 件                    |
|        |       | 10 20 71070                       | 20 年 2, 124 件            |
|        |       |                                   | 21 年 4,039 件             |
|        |       |                                   | 22 年 5,044 件             |
|        |       |                                   |                          |
|        |       |                                   |                          |
|        |       |                                   | 数<br>19 年 約 2 万 3, 000 件 |
|        |       |                                   |                          |
|        |       |                                   | 20 年 約 2 万 1,000 件       |
|        |       |                                   | 21 年 約 2 万 3,000 件       |
|        |       |                                   | 22 年 約 2 万 8,000 件       |
|        | 文部科学省 | ○いじめ問題に悩む子どもや保護者等がいつでも悩みや不        | ○47 都道府県 19 指定都市で実施 (23) |
|        |       | 安を打ち明けられるよう、24 時間いじめ電話相談を実施       | 年7月現在)                   |
|        |       | (平成 19~23 年度)。                    | 一                        |
|        |       | 〇いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に       |                          |
|        |       | 向けた取組について調査研究を実施(平成19~23年度)。      |                          |
|        |       | 〇「スクールカウンセラー等活用事業」(平成 19~23 年度)。  | ○23 年度                   |
|        |       | 「スクールソーシャルワーカー活用事業」(平成 13~23 年度/、 | ・「スクールカウンセラー等活用事         |
|        |       | 度)の実施により、学校における教育相談体制を充実。         | 業」                       |
|        |       | 及りの美心により、子牧における教育相談体制を元美。         |                          |
|        |       |                                   | スクールカウンセラー事業             |
|        |       |                                   | 中学校への配置 9, 902 校         |
|        |       |                                   | 小学校への配置 12,000 校         |
|        |       |                                   | 緊急支援派遣 198 校             |
|        |       |                                   | のための予算を措置                |
|        |       |                                   | ・「スクールソーシャルワーカー活         |
|        |       |                                   | 用事業」 1,096 名を配置するた       |
|        |       |                                   | めの予算を措置                  |
|        |       | 〇「 子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」を設置       |                          |
|        |       | し、関係機関や民間団体の連携による、相談体制の充実・        |                          |
|        |       | 子どもの居場所づくり等の取組を推進(平成 21~23 年      |                          |
|        |       | 度)。                               |                          |
|        | 内閣府   | 〇内閣府及び自殺予防総合対策センターのホームページに、       |                          |
| 対する世界保 |       | WHOが作成した「メディア関係者のための手引き」を掲        |                          |
| 健機関の手引 |       | 載し、周知(平成 19~23 年度)。               |                          |
| きの周知   |       | 〇内閣府記者クラブ及び厚生労働省記者クラブを通じて、W       |                          |
|        |       | HOが作成した「メディア関係者のための手引き」を報道        |                          |
|        |       | 各社に配布・周知(平成20年4月)。                |                          |
|        | 厚生労働省 | 〇自殺予防総合対策センターにおいて、自殺や精神疾患につ       | 〇開催回数:                   |
|        |       | いて適切な報道がなされるよう、メディア従事者を対象と        | (20 年度) 4回               |

|           |                    |                                 | /04 <del>/ </del> |  |  |  |  |  |  |
|-----------|--------------------|---------------------------------|-------------------|--|--|--|--|--|--|
|           |                    | したメディアカンファレンスを実施(平成 20~22 年度)。  | (21 年度) 6回        |  |  |  |  |  |  |
|           |                    |                                 | (22 年度) 5 回       |  |  |  |  |  |  |
|           | 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ取組 |                                 |                   |  |  |  |  |  |  |
| (1) 救急医療施 | 厚生労働省              | 〇「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報     | 〇自殺未遂者ケア研修        |  |  |  |  |  |  |
| 設における精    |                    | 告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケア      | 20 年度 東京          |  |  |  |  |  |  |
| 神科医による    |                    | に関する研究」(平成 18~20 年度) において、自殺未遂者 | 21 年度 一般救急 東京、大阪  |  |  |  |  |  |  |
| 診療体制等の    |                    | ケアに関するガイドラインを作成し(平成20年度)、この     | 精神科救急 東京          |  |  |  |  |  |  |
| 充実        |                    | ガイドラインを基にして、救急医療の従事者を対象に「自      | 22 年度 一般救急 東京、大阪、 |  |  |  |  |  |  |
|           |                    | 殺未遂者ケア研修」を開催(平成 20~22 年度)。      | 仙台                |  |  |  |  |  |  |
|           |                    |                                 | 精神科救急 大阪          |  |  |  |  |  |  |
|           |                    | 〇平成 20 年 4 月の診療報酬改定において、救命救急センタ |                   |  |  |  |  |  |  |
|           |                    | 一において自殺企図等が疑われる患者について、精神保健      |                   |  |  |  |  |  |  |
|           |                    | 指定医が、当該患者の診断・治療を行った場合に算定でき      |                   |  |  |  |  |  |  |
|           |                    | る新たな報酬項目を創設(平成 20 年度)。          |                   |  |  |  |  |  |  |
| (2) 家族等の身 | 厚生労働省              | ○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関の相談員へ     | 〇研修については、3(3)の記載  |  |  |  |  |  |  |
| 近な人の見守    |                    | の研修を実施(平成 20 年 1 月 10~11 日)。    | と同様               |  |  |  |  |  |  |
| りに対する支    |                    | ○自殺予防総合対策センターにおいて、精神保健福祉センタ     |                   |  |  |  |  |  |  |
| 援         |                    | 一、保健所等で自殺予防に関する相談業務を行っている者      |                   |  |  |  |  |  |  |
|           |                    | を対象とした、相談技法に関する専門的な研修を実施(平      |                   |  |  |  |  |  |  |
|           |                    | 成 20・21 年度)。                    |                   |  |  |  |  |  |  |
|           |                    | ○「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報     | 〇自死遺族ケアシンポジウム     |  |  |  |  |  |  |
|           |                    | 告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケア      | 20 年度 東京、福岡       |  |  |  |  |  |  |
|           |                    | に関する研究」(平成 18~20 年度) において、自殺未遂者 | 21 年度 東京          |  |  |  |  |  |  |
|           |                    | ケアに関するガイドライン及び自死遺族ケアに関するガ       | 22 年度 神戸          |  |  |  |  |  |  |
|           |                    | イドラインを作成し (平成 20 年度)、このガイドラインに  |                   |  |  |  |  |  |  |
|           |                    | 基づいた研修及びシンポジウムを実施(平成 20~22 年    |                   |  |  |  |  |  |  |
|           |                    | 度)。                             |                   |  |  |  |  |  |  |
| 8 遺された人の  | )<br>苦痛を和らげる取      |                                 |                   |  |  |  |  |  |  |
| (1) 自殺者の遺 |                    |                                 |                   |  |  |  |  |  |  |
| 族のための自    |                    | 度)、「自死遺族支援研修等事業」(平成21年度)において、   | ・民間団体との連携による自死遺族  |  |  |  |  |  |  |
| 助グループの    |                    | 自死遺族の分かち合いの会の運営についての研修等を実       | のための分かち合いの会運営研修   |  |  |  |  |  |  |
| 運営支援      |                    | 施。                              | (20 年度)           |  |  |  |  |  |  |
|           |                    |                                 | 宮城県 16名           |  |  |  |  |  |  |
|           |                    |                                 | 神奈川県 26名          |  |  |  |  |  |  |
|           |                    |                                 | 東京都 20 名          |  |  |  |  |  |  |
|           |                    |                                 | 佐賀県 11 名          |  |  |  |  |  |  |
|           |                    |                                 | 新潟県 22名           |  |  |  |  |  |  |
|           |                    |                                 | 島根県 18名           |  |  |  |  |  |  |
|           |                    |                                 | 兵庫県 18名           |  |  |  |  |  |  |
|           |                    |                                 | 宮崎県 23名           |  |  |  |  |  |  |
|           |                    |                                 | 宮崎県 23名           |  |  |  |  |  |  |

|                           | 厚生労働省 | 〇「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」(平成 18~20 年度)において、自死遺族ケアに関するガイドラインを作成し(平成 20 年度)、このガイドラインを基にして、自死遺族支援に関するシンポジウムを開催(平成 20~22 年度)。   | 福岡県 27名<br>大3名 - 13名 - 13名 - 13名 - 13名 - 13名 - 13名 - 13 名 - |  |
|---------------------------|-------|--|---|--|
| (2)学校、職場で<br>の事後対応の<br>促進 |       | ○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成。(平成21年度)各学校及び教育委員会等に配布。 ○平成22年度「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針や米国における子どもに対する自殺予防教育に関する調査結果を盛り込んだ「平成22年度審議のまとめ」を公表。(平成23年6月)また、背景調査に関する通知等を都道府県・指定都市教育委員会等に発出(平成23年6月)。 ○職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺発生直後の職場における対応マニュアルとしての「職場における自殺予防と対応」(自殺予防マニュアル)の内容を充実(平成19年10月)させるとともに、全国でセミナーを開催する等に | 〇配布部数:<br>「子どもの自殺が起きたときの緊急<br>対応の手引き」 59,105部   | <ul><li>●緊急対応の手引きを活用した研修会を県単位、市町村単位に広げていく必要がある。【高橋(祥)委員】【向笠委員】</li></ul> |
| (3) 遺族のため                 | 厚生労働省 | より普及啓発を実施(平成 19~21 年度)。<br>〇「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報   | 〇自死遺族ケアシンポジウム   |  |

| - 0       | 1         |                                |                         |                              |
|-----------|-----------|--------------------------------|-------------------------|------------------------------|
| のパンフレッ    |           | 告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケア     |                         |                              |
| トの作成・配    |           | に関する研究」(平成 18~20 年度)において、自死遺族ケ | 21 年度 東京                |                              |
| 布の促進      |           | アに関するガイドラインを作成し(平成20年度)、このガ    | 22 年度 神戸                |                              |
|           |           | イドラインを基にして、自死遺族支援に関するシンポジウ     |                         |                              |
|           |           | ムを開催 (平成 20~22 年度)。            |                         |                              |
|           |           | ○地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺    |                         |                              |
|           |           | 族のためのリーフレット等を作成、配布(平成 22 年度)。  |                         |                              |
| (4) 自殺遺児へ |           |                                |                         |                              |
| のケアの充実    |           |                                |                         |                              |
| 【再掲】      |           |                                |                         |                              |
| 9 民間団体との  | D連携を強化する取 | 双組                             |                         |                              |
| (1) 民間団体の | 内閣府       | 〇地域自殺対策緊急強化事業を通じて民間団体の人材育成     |                         |                              |
| 人財育成に対    |           | に対する支援を実施(平成21~23年度)。          |                         |                              |
| する支援      |           |                                |                         | ●都道府県等に対して、地域の民間団体の状況を適宜把握して |
|           |           |                                |                         | 積極的に情報提供するよう働きかける必要がある。【清水委  |
|           |           |                                |                         | 員】                           |
|           | 厚生労働省     | 〇自殺予防総合対策センターにおいて国内外の情報収集、     | 〇研修については、3(3)の記載        |                              |
|           |           | Web サイトを通じた情報提供や関係団体等との連絡調整を   | と同様                     |                              |
|           |           | 行うとともに、民間団体の相談従事者への教育研修を実施     |                         |                              |
|           |           | (平成 20・21 年度)。                 |                         |                              |
|           |           | 〇自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺対策ネットワ    |                         |                              |
|           |           | ーク協議会」を開催し、Web サイトを通じた情報提供や関   |                         |                              |
|           |           | 係団体等への情報発信を実施(平成18~22年度)。      |                         |                              |
|           |           | ○自殺対策に関連する学会等の学術成果や経験を互いに紹     | │<br>│ ○自殺対策推進のための関連学会等 |                              |
|           |           | 介し、意見交換を行う「自殺対策推進のための関連学会等     |                         |                              |
|           |           | の意見交換会」を開催(平成22年度)。            |                         |                              |
| (2) 地域におけ |           |                                | <br>○参加者数:約 600 名       |                              |
| る連携体制の    | 1 3103/13 | 東京都でシンポジウムを開催し、全国キャラバンの開始宣     |                         |                              |
| 確立        |           | 言を共同で行うとともに、キャラバン事業として開催され     |                         |                              |
| HE II     |           | るシンポジウムにパネリストとしての職員の派遣、後援名     |                         |                              |
|           |           | 義の付与などの支援を実施(平成19年7月1日)。       |                         |                              |
|           |           | ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令    |                         |                              |
|           |           | 指定都市に対して、自殺総合対策大綱の説明を行うととも     |                         |                              |
|           |           | に、地域の自殺対策に係る計画の策定、官民の連携強化等     |                         |                              |
|           |           | 自殺対策への取組を促した(平成19年7月2日)。       |                         |                              |
|           |           | 日 日                            |                         |                              |
|           |           |                                |                         |                              |
|           |           | 協議会の運営に当たって、地域の民間団体への参加要請、     |                         |                              |
|           |           | 積極的な意見聴取を行うなど民間団体との協働に配慮す      |                         |                              |
|           |           | るよう通知(平成19年7月31日)。             |                         |                              |
|           |           | 〇全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令    |                         |                              |

|       | ①都道府県・政令指定都市における自殺対策及び自死遺族<br>支援の取組状況に関する調査を実施し(平成 19~22 年 |                  |
|-------|--|------------------|
| 厚生労働省 | 〇自殺予防総合対策センターにおいて、   | ○③「困窮者問題への対応について |
|       |  | 福岡市 39 名         |
|       |  | 堺市 38 名          |
|       |  | 大阪市 27名          |
|       |  | 長野県 24名          |
|       | 21 年度)。  | 東京都 27 名         |
|       | 東京都、長野県、大阪市、堺市、福岡市)にて実施(平成                                 |                  |
|       | 〇自殺防止のためのワークショップを、全国6か所(札幌市、                               | 〇参加者数            |
|       | 21 年 3 月 3 日 ・ 4 日)。                                       |                  |
|       | 総合対策推進のための緊急ワークショップ」を実施(平成                                 |                  |
|       | トワーク形成を図ることを目的とした「地域における自殺                                 |                  |
|       | 体的な自殺総合対策を検討し、民間団体と行政機関のネッ                                 |                  |
|       | 頁 9 る情報を提供予定(平成 23 年度)。<br>  〇自殺総合対策における具体的な支援策を学び、地域での具   | <br>  ○          |
|       | 取組事例を紹介するなど、地域における自殺対策の促進に<br>資する情報を提供予定(平成23年度)。          |                  |
|       | 指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金を活用した                                 |                  |
|       | 〇全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令                                |                  |
|       | 年2月23日)。   |                  |
|       | 優れた取組を紹介(平成22年7月23日、11月26日、23                              |                  |
|       | 指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金を活用した                                 |                  |
|       | 〇全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令                                |                  |
|       | (平成 21 年 5 月 14 日)。  |                  |
|       | 説明を実施するとともに、自殺対策の地域取組事例を紹介                                 |                  |
|       | 指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金についての                                 |                  |
|       | 〇全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令                                |                  |
|       | 研修会の開催を依頼(平成 21 年 1 月)。                                    |                  |
|       | るパトロール活動等の実施、④地域の相談員を対象とした                                 |                  |
|       | 相談支援体制との連携強化、③自殺が多発する地域におけ                                 |                  |
|       | 情報共有の強化、相談活動の充実、②社会的要因に対する                                 |                  |
|       | 勢を踏まえた自殺対策の推進」を通知し、①関係機関との                                 |                  |
|       | □ おガ (千成 20 年 / 月 ロ 日)。<br>□ ○都道府県知事及び政令指定都市長に対し、「現下の経済情   |                  |
|       | ての説明を実施するとともに、自殺対策の地域取組事例を<br>紹介(平成 20 年 7 月 11 日)。        |                  |
|       | 指定都市に対して、自殺対策に関する政府の取組等についての説明を実施するように対し、自然対策の地域取組専例を      |                  |
|       | 〇全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令                                |                  |
|       | 3月6日)。   |                  |
|       | の取組等についての説明を行い取組を促した(平成 20 年                               |                  |
|       | 指定都市に対して、地域自殺対策推進事業、多重債務問題                                 |                  |

|           |         | 度)、報告書を作成(平成20・22年度)。             | ルヘルスの問題と支援のあり          |
|-----------|---------|-----------------------------------|------------------------|
|           |         | ②関係者相互間での連携体制を構築し、円滑な連携を図る        | 方」参加者数:130 名           |
|           |         | とともに、民間団体の活動を支援するため、自殺対策ネ         |                        |
|           |         | ットワーク協議会を開催(平成 18~21 年度)。         |                        |
|           |         | ③「困窮者問題への対応についての勉強会」及びシンポジ        |                        |
|           |         | ウム「生活困窮者のかかえるメンタルヘルスの問題と支         |                        |
|           |         | 援のあり方」を開催 (平成 21 年度)。             |                        |
| (3) 民間団体の | 内閣府     | 〇電話相談について、電話番号の全国共通化について検討        |                        |
| 電話相談事業    |         | (平成 19・20 年度)。                    |                        |
| に対する支援    |         | 〇地域自殺対策緊急強化事業を通じて、民間団体の電話相談       |                        |
|           |         | 事業に対する支援を実施(平成21~23年度)。           |                        |
|           | 厚生労働省   | 〇一般社団法人日本いのちの電話連盟主催の日本自殺予防        |                        |
|           |         | シンポジウム及びフリーダイヤルによる自殺防止のため         |                        |
|           |         | の電話相談事業(毎月10日)に対して、助成を実施(平        |                        |
|           |         | 成 19~22 年度)。                      |                        |
|           |         | 〇都道府県に対して、フリーダイヤル電話相談の実施にあた       |                        |
|           |         | り広報等について協力依頼を通知(平成 19 年 7 月 11 日、 |                        |
|           |         | 平成20年7月9日、平成21年9月3日)。             |                        |
|           |         | 〇「自殺防止対策事業」で、相談員に対する研修、フリーダ       | 〇自殺防止対策事業補助団体          |
|           |         | イヤル電話相談の実施等の事業を行う複数の団体に対し、        | 21 年度 13 団体            |
|           |         | 財政的支援を実施(平成 21~22 年度)。            | 22 年度 12 団体            |
| (4) 民間団体の | 厚生労働省   | 〇自殺予防総合対策センターにおいては、自殺予防を目的に       | 〇研修については、3 (3)の記載      |
| 先駆的·試行    |         | 掲げていないが自殺予防にきわめて重要と思われる取組         | と同様                    |
| 的取組に対す    |         | や活動を、研修プログラムの中で紹介(平成19~22年度)。     |                        |
| る支援       |         | 〇先駆的な自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支        |                        |
|           |         | 援を行う「自殺防止対策事業」を実施 (平成 21・22 年度)。  |                        |
|           | 1       |                                   |                        |
| 自殺対策の数値目  | <br>] 標 |                                   |                        |
| 亚成 20 年まで | <br>に   | )白鉛灰亡窓を 2006以上減小させることを日煙とする フロ    | 成 17 年 · 2/ 2 (人口動能統計) |

| 自殺対策の数値目標                                     |                           |
|---|---------------------------|
| 平成 28 年までに、平成 17 年の自殺死亡率を 20%以上減少させることを目標とする。 | 平成 17 年: 24.2 (人口動態統計)    |
|   |                           |
|   | 平成 22 年: 23.4(人口動態統計(概数)) |